

「想起する」ということ

戦後五十年の国会決議を機会に
ヴァイツゼッカーをよむ



八木 三 男

一、「あの過去」

西ドイツの第六代大統領で、統一ドイツの初代大統領にもなって昨年退任したR・V・ヴァイツゼッカーの「過去に対して眼を閉ざすものは、現在に対しても盲目になる」という言葉は、反戦や平和のたたかいのなかに身をおくものやジャーナリズム等の間では、ことのほか有名である。

とりわけ、戦後五十年を期しての日本の衆議院決議が、国の内外、とくにアジアの国々から囁々たる非難をうけていることに関連して、ヴァイツゼッカーの言

葉がきわめて適切にひびく。衆議院決議はいくつかの点で「過去に対して眼を閉ざ」している。①十九世紀以来の欧米列強の侵略戦争や植民地支配と第二次世界大戦における日本の侵略戦争を同列に見、かつそれを「侵略的行為」といにくるめたこと。②十五年戦争について「反省」はいっても「謝罪」がないこと。③十五年戦争を日本の「侵略戦争」としなくても、十五年戦争観は国によって異なると世界に向かって宣言したこと。

しかし、ヴァイツゼッカーの上記の言葉は、その部分だけがひとり歩きしている観がある。正確に引用す

ると次のようになる。たとえば、「過去」は過去一般ではなく、ヴァイツェッカーは常に正確に「あの過去」といい、ナチスの非人間的な暴虐をさしている。したがって「あの過去に対して眼を閉ざすものは」となり、十九世紀にさかのぼる過去ではありえない。天皇の名で、日本国民やアジアの諸国民二千数百万人を犠牲にし、膨大な財産を失わせ、思想を窒息させ、数知れない女性の青春のみならず人生を凌辱した「あの過去」のことである。ヴァイツェッカー流でなくとも、衆院決議は二重にも三重にも過去を偽っている。「私たちすべての者は、罪責のあるなしにかかわらず、老幼を問わず、あの過去を我と我が身に引き受けなければなりません。……あの過去の諸々の結果に関わっておりますし、政治的責任を負っているのです」(一九四五年五月八日、四十年後の日に、『過去の克服・二つの戦争』、山本務訳著、NHKブックス、一九九四年。以下この小文の引用はすべてこれによる)。

(註) 衆議院「歴史を教訓に平和への決議を新たにする決議」(一九五六年六月九日)

本院は、戦後五十年にあたり、全世界の戦没者および戦争等による犠牲者に対し、哀悼の誠を捧げる。

また、世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略

行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。

我々は、過去の戦争についての歴史観の相違を超え、歴史の教訓を謙虚に学び、平和や国際社会を築いていかなければならない。

本院は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、世界の国々と手を携えて、人類共生の未来を切り開く決意をここに表明する。

右決議する。

二、「想起する」ということ

ヴァイツェッカーはナチスが敗北した五月八日を「想起の日」と規定し、ひとつひとつ例をあげて「想起する」。強制収容所で殺された六百万人のユダヤ人、戦争で苦しんだすべての民族、とりわけソ連とポーランドの市民、さらに虐殺されたシンティ、ロマ(ジプシー)の人々・同性愛者・精神障害者、対独レジスタンスやドイツ国内の市民や軍人や労働組合の労働者等の抵抗運動の犠牲者たち、共産主義による抵抗運動の犠牲者たち、積極的な抵抗運動ではないが良心を曲げないでむしろ死を甘受した人々等「戦争と暴力支配が

もたらした死者たちすべての者」を「想起」する。

「想起する」とは、ある出来事を、それが自分の内面の一部と化すほどに畏敬の念を込めて、かつ純粋な心で、思い起すという意味であり、このためには、「私たちは真摯な態度を取ることが大きく要求」される。それは真摯に歴史と向きあう勇氣のことである。

ヴァイツゼッカーは「想起すること」に特別の意味をこめた。

忘却しようとする意志は流浪を引き延ばす、

救済の秘密は

想起することに他ならぬ。

ユダヤ教の一文をとくに引用して、ヴァイツゼッカーは、ユダヤ民族にとって、想起することが「救済への信仰を、分離されている者の再統合への、和解への信仰を産み出す」とし、総じて「想起することを欠いた和解はまったくあり得ない」といい、さらに「過去の克服・二つの戦後」(一九一一年十二月)という演説で、「人間相互の和解は、真実なくしては達成され」ず、また「和解への展望を欠く真実は、人間的とはいえない」といった。

衆議院の戦後五十年決議は文章の調子から推定して対外的なものらしいのである。それにしても、とくにアジア諸国の反応は絶望的に悪い。「あの過去」に対

する想起を欠き、真実にも基づいていないからである。

マレーシアの華字紙『新明日報』(六月二十日)は「決議」を論評して、「日本の政治家は成熟しておらず、歴史の重荷をおろすことができず、歴史と向きあう勇氣がない」といい、シンガポールの華字紙『聯合早報』(六月十一日)は、戦後五十年という「絶好の機会」に「アジア諸国と和解する……好機を逸した」、「アジア経済は発展しており、……日本がもしアジアとの和解の方法をとらなければ、日本の経済発展の前途は憂慮すべきものになるだろう」と論じた。また、マレーシアの『南洋商報』(六月九日)は、「ナチス・ドイツの侵略戦争について、ドイツ政府は勇敢に誤りを認め、謝罪し、補償を行った。日本政府がもしドイツを見習い、歴史について真摯な説明を行うなら、アジア人民の理解と協力を得ることは、むづかしいことではない」といった。

また、「決議」に限ったことではないが、戦後一貫して十五年戦争時の日本国内におけるファシズムの暴虐についての認識を欠いているために、治安維持法その他の弾圧法で虐殺され、自由や職を奪われ、また、家を焼かれ、財産を失った人々に対する「想起」がない。そこからは、第二次世界大戦の性格の基本が、ファシズムと民主主義・反ファシズムのたたかいで

あったという視点は絶対にでてこない。

フィリピン有力英字紙『マニラ・スタンダード』（七月二十一日）は次のようにいう。「過去をふりかえることに尻込みし、自分たち自身にもその子どもにも自分たちの過去を説明することをためらっていて、どうして日本の侵略の犠牲者からの理解を日本人は得ることができようか」「日本はまず日本国民に謝罪すべきである。そうだったときにのみ、われわれは日本から真の謝罪を期待することができる」。

三、「あの過去」と現代の若者

ヴァイツゼッカーは「四十年後の日に」の演説の最後に、「あの過去」について若者に呼びかけた。

「わが国では、新しい世代が成長して政治責任を担うように」なった。「この若者たちは、当時起こった過去の出来事に対して責任を負うて」はいない。しかし、「歴史のなかで過去の出来事から生成する事態に對しては責任を負うて」いる。若者たちが「内面の自由の中で自らの歴史に心を開く」（「歴史に関する省察」八八年十月）ために、「記憶を生き活きと保つことが死活に関わるほど重要であるという理由を若者たちが理解できるように、私たちは手を貸してやらなければならない」。

一九四三年四月十九日、強制隔離されたワルシャワのユダヤ人居住区（ゲット）で、トレブリンカ絶滅収容所に移送されることを知っていた住民の絶望的な蜂起が起こった（ワルシャワ・ゲット蜂起）。ナチ親衛隊は戦車や火炎放射器でゲット全体を焼き尽くし、五万六千人以上のユダヤ人を殺害した。九三年四月十六日、蜂起五十周年にむけてヴァイツゼッカー大統領は声明をだし、「想起する意味とはなにか」という若者の質問に答えた。

「今日においても悲惨なことや非人間的なことは存在します。……ドイツにおいても外国人と少数民族が迫害され襲撃に遇っており、ユダヤ人の墓は凌辱され、強制収容所における警告のための記念碑が破壊されました」。ワルシャワ・ゲット蜂起のような「出来事を生き活きと想起することが」、前述のようなネオナチ等による「様々な挑戦に対して正しく向き合うように私たちの心をととのえてくれます」。

日本の若者が向き合わなければならない問題は無数にある。憲法九条が空洞化している問題、現に「決議」がアジア諸国民から徹底的な批判をうけている問題等。最近の例でいえば、奴隸的な「従軍慰安婦」の問題。七十万の関東軍に対して約二万人の主にかつ朝鮮人女性を日本の軍部が強制連行するといった、身の毛がよ

だつ暴虐。それがすべての占領地で行われたという問題。しかも、それに対する国家賠償ができずに、民間の特別基金で責任回避をもくろみ、日本赤十字がその事務を拒否したこと。

上記のような諸問題について、最近興味ある調査がでた。第一学習社（本社広島市）の高校三年生を対象にした平和観についてのアンケート結果である（八月三日）。それによると、「過去に日本が行ってきたことで知っていることは」の問いに「従軍慰安婦」（七七・五％）や「強制連行」（七四・四％）などの事実をほとんどの生徒が「知っている」と答え、その「補償」「謝罪」についても、「応ずべき」という答えが七八・一％に達した。過去に日本が行った戦争については、「やむをえなかった」（一九・二％）を大きくひきはなして「起こすべきでなかった」（六八・二％）という意見が大半を占め、女子のそれは男子よりも一三・八ポイントも高かった（『赤旗』八月四日）。

このような高校生の意識に対して、日本の保守的な政治家の意識は対照的である。先日も第二次村山内閣組閣直後の八月九日未明、初登庁した新文相島村宜伸氏は記者団の質問にこたえて、先の戦争について「侵略のしっこ（やりあい）が戦争だ。まさに優勝劣敗で、勝ったほうが相手を侵略するということになるのでは

ないか」「世界でいろいろな事例があるわけだから、いつまでもほじくってやることが、はたして賢明なやり方なのか」「いちいち謝罪していくのはいいか？ なののか」といった。この暴言に対して韓国の各紙が猛烈に発している（『新潟日報』他、八月十日）。この事例は衆議院決議の本質がはしくも露呈したともいえるわけで、決議がむしろ有害なものであることがわかる。

四、戦後責任

周知のように、ドイツでは戦争責任・戦後責任の問題を「過去の克服」という言葉で包括的に表現してきた。その内実は次の三つの領域になる。

(1) いまなおドイツ人自らの手でナチスの犯罪の追及を続けていること。一九七九年には西独国会はナチスの大量殺人罪には時効を廃止し、さらに一九九四年にはナチスの犯罪を否定するデマ宣伝を違法として罰する刑法改正をしている。

(2) ナチス国家とまったく切断された国家としてドイツはナチスの犯罪を償う責任を引き受け、現在も補償を継続している。その誠実さには日本とは大変な違いがある。

(3) ナチスのような侵略や非人道的不法行為を繰り返さないための国民意識の形成。学校教育だけでなく

資料館等の記念施設の充実。近隣諸国と教科書叙述の検討。

ドイツが「過去の克服」をするための努力は、ナチスの犯罪を否認し、忘却したいとする政治勢力との激しい対抗とせめぎあいを経過した。

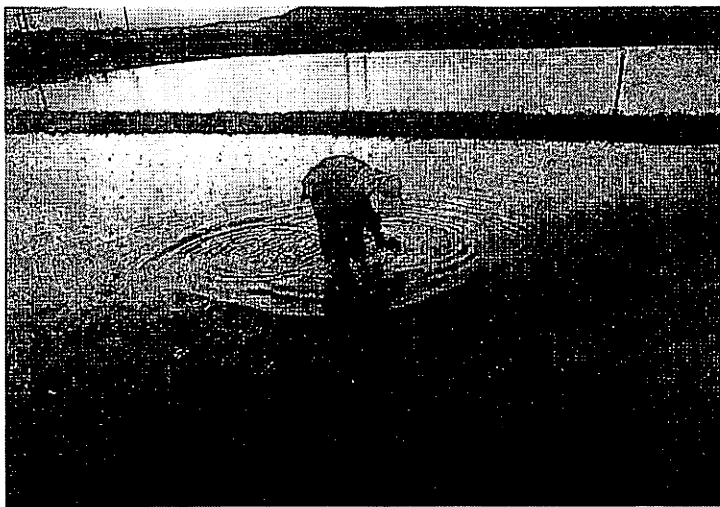
「我に返って前途を振り仰ぐと、不確かで暗い未来が見えてくるのでした。それにもかかわらず、五月八日は解放の日であったということが、日一日と次第に明らかになってきました。このことを言明することは、今日私たちすべての者にとって肝要なことであり、たしかに、一九四五年五月八日は……私たちすべての者を、人間蔑視の体制である国家社会主義（ナチズム）という名の暴力支配から解放したのであります」（「四十年後の日に」）。

ドイツにおいてヴァイツゼッカーのような高い地位の代表者によって「解放の日」とこれほど明瞭に表明されたのは初めてのことであり、それは戦後四十年間の戦後責任をめぐるたたかいの到達点を示している。右派系の政治家はこの演説当日、彼の聴衆になることを拒否した。

ヴァイツゼッカーの信念によれば、戦争責任を誠実に追及し、反ナチス国家として戦後責任を全うできたとき、「民主主義的な市民社会」が生まれるというこ

とである（「過去の克服・二つの戦後」）。

（やぎ みつおにいがた県民教育研究所長）



（写真・吉田忠義）